の条例の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて……条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、行政事務の処理に関しては、法令に特別の定めがあるものを除く外、条例でこれを定めなければならない。

第十八条 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第七十五条 選挙権を有する者は、……その総数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の監督委員に対し、……監督の請求をすることができる。

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、左の通りとする

一、人口五万以上十五万未満の市　三十六人

② 前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。

対する勧告は、地方分権や知事の公選制に反対する人たちによって黙殺され、実現されませんでした。そればかりか昭和二十七年の東京都特別区長の公選制の廃止や、二十九年の市町村自治体警察の廃止、三十一年には教育委員の公選制の廃止へと続き、次第に国からの委任事務も増えてくるようになるなど、いわゆる「逆コース」と批判されながら、行政、財政面にわたって地方自治体の自主性をおびやかすことになり今日にいたりました。

大切な地方自治の本旨

さて、憲法第九十二条には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて法律でこれを定める」――といっています。

また、地方自治法の第一条では――

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め……」とあります。

また第二条第十二項には、

「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基いてこれを解釈し及び運用するようにしなければならない――と定めています。

このことからも三十年を経た今日の地方自治に関する法令や、現実の行・財政のあり方について、この「地方自治の本旨」に適合しているかどうかを、あらためて検討してみる必要があります。

この「地方自治の本旨」ということばは、明治憲法にはもちろんなかったことばです。新憲法において初めて用いられたことばであるだけに、戦後このかた、時代の変せんに伴い、いろいろな解釈や議論がなされています。しかし、この理念を解釈するには、新憲法や地方自治法がつくられた原点にさかのぼり、歴史的に論理的になされなければ、ことばの意義はそう失するでしょう。

住民による地方自治へ

地方自治という場合に、そこには二つの要素が含まれています。一つは「住民自治」といわれます。

住民自治とは〝一定の地域の行政をその地域の住民がみずからの創意と責任において行う政治〟といわれています。

憲法第九十三条は住民の直接選挙権を保障し、地方自治法第七十四条から七十六条までと、第八十条、八十一条などの規定では「条例の制定改廃請求」をはじめ「事務の監査請求」「議会の解散請求」「議員や首長の解職請求」といった〝住民の直接請求制度〟を保障しています。

さらに第二百四十二条、同条の二、第七十六条の三、八十条の三、八十一条、二百六十一条、そして憲法第九十五条などでは「住民監査請求」や「住民訴訟」「住民投票制度」などがあります。またこのほかに、請願・陳情・民衆訴訟といったいわば住民自治の〝表象〟ともいえる直接民主主義の方式を採り入れています。

これらの制度は、ともすると議会制民主主義が形骸化しようとする場合の補完的役割をもつものといわれます。が、近年、住民自治の典型として、住民参加による行政の意志決定（政策立案過程での住民参加）が、先進的な自治体ほど盛んに試みられています。これらは、単に「住民のため」として行われるのではなく、〝住民による〟自治を方向としてもっているといえます。

もう一つは「団体自治」という要素です。憲法第九十四条は――＊

「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する権能を有し法律の範囲内で条例を制定することができる。

ることができる」――としています。いわば、この条文によって戦後、地方自治が制度的に保障されたものといわれます。つまり、地方公共団体の自治権は、事務処理、財産管理、行政執行などあらゆる分野に行政権（自治行政権）と立法権を有することになったものです。

隔たりある建前と本音

ご存知のように地方自治体には、市町村のほかに都道府県があり、都道府県は、広域的事務を処理することになっています。したがって、戦前のように市町村との間には上下の関係はなく、対等の自治体として、単に行政上の機能分担の相違があるだけです。そして地方自治体の仕事は、国が行う司法、防衛などを除くあらゆる分野におよんでいます。

なかでも市町村自治体の場合、子どもが生まれればすぐ市町村役場に届け出て、道を歩き、学校へかよい、ゴミやし尿の始末から水道、消防、保健、福祉、火葬場……と、まさに〝ゆりかごから墓場まで〟、住民の日常生活に直結した仕事を処理する生活共同体といえます。県や国は、このような仕事を現場で処理す

お買物、ご用命は市内で

洋裁・和裁・服裁の専門学校
いつでも自由に入学できます。
着付・組紐・ピアノ・日本画・児童画・お花・お茶
お琴・ミス・ミセス科　洋裁・プラザーパタン教室
生徒募集中
文部省認可 新津技芸専門学校
旧 新津文化服装学院
新津市本町4丁目10の8　☎ 02502(2)－0329

(着付)　毎月、月初め入学　月曜・水曜
入会金　1,000円
月謝1ケ月　3,000円
京都きものコンサルタント協会加盟校
京 北信越京都きもの学院
新津技芸専門学校事務局内
新津市本町4丁目☎(2)0329(代表)

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

② 定例会は、毎年、四回以内において条例で定める回数これを招集しなければならない。

第百四十八条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務及び法律又は、これに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体……の事務を管理し及びこれを執行する。

市長雑感 (79)

ことしは〝平和憲法〟といわれる今日の憲法、そして地方自治法の施行三十周年を迎えている。

日本の憲法は、無謀な大平洋戦争の結末からすぐの昭和二十二年五月三日の施行だが、これと同じ日に地方自治法も誕生したわけである。

想えば昭和二十年、日本の歴史の上では初めての敗戦という廃虚の中で、国民は食糧不足に悩み、住む家もなく、極度に荒廃した国土の復興に励みながら、ほとんどの国民が「再び戦争は繰返すまい」「これからは平和な日本を築こう」との願望をこめて、新しい憲法の制定へとなったことは知ってのとおりである。

一方、帝国憲法下での地方自治といえば、中央集権と官僚主義を根本にした従属的な〝請負機関〟としてしか存在しなかった。現憲法では、第八章、四か条によって初めて地方自治制度の規定が盛込まれ、その尊重を大きくうたい、地方自治を〝制度〟として住民の手に確立されるにいたっている。地方自治――ひらたくいって、住民が自治体の主人公であるという〝住民自治〟にほかならず、行財政分野から地域の繁栄や福祉を考えた住民参加のまちづくりに帰一する。

こうした新しい地方自治制度の発足、主権在民意識のめざめは、なんといっても憲法の制定にあり、地方自治法の制定であって、三十年の歩みは感慨深いものがある。

しかし一部とはいえ、憲法に規定する「戦争放棄」を中心にした、なしくずしとも思える〝改憲〟論や、あるいは生存権・国の社会保障的義務などに見られる如く、せっかくの〝平和憲法〟がなおざりにされているとは思えまいか。地方自治体にとっても同様で、三割とか一割自治といわれているように、その自主的存在への圧迫は大きく、しかも、高度経済成長政策から環境の破かい、公害、過疎過密、そして今日では不況・物価高をも招くにいたっている。

このような中ではあるが、私は私なりの憲法に基づいた民主的な住民自治を確立するために、行財政能力を精いっぱい活用し、勇気を持って諸施策の推進に当たっているつもりである。

市民の声の行政への反映、あるいは国に先がけ実現させてきた福祉の向上と…。また自治権を回復する運動としても「超過負担の解消」などに多くの先進的行政へと精力的な取組みも進めている。

しかし、今日の全国の地方自治体は、構造自体にある種の制約がつきまとい、インフレ・不況の拍車となれば財政危機もいうにおよばず、市民の切実な要求も増大するばかりである。

秋葉山の桜もすでに〝葉桜〟となってしまったが、憲法・地方自治法の満三十年を機会に、市民のみなさんも家庭で職場で〝憲法談議〟に〝花〟を咲かせてみてはいかがなものか……。

志田保

憲法談議に〝花〟咲かせては……

〝住民自治〟が「再び戦争は繰返すまい」

励みながら、ほとんどの国民

ることはありません。

しかし残念ながら、タテマエ（法律）とホンネ（現実）には大きなへだたりがあるのです。〝三割自治〟とか〝地方財政危機〟といわれるように金（財源）がなければ仕事をすることができず、住民のいのちとくらしを守ろうにも法令の範囲内でしか条例を制定することができないとすると〝自治権〟とはいったい何か、という問題にハネ返ってきます。

たとえば地方によって異った環境をもち、国の定めた環境基準が必ずしもある地方・ある市町村に適応しないという場合には、国の基準を超えた条例（自治立法権）であっても、地域住民にとって福祉の増進につながり、有効だとする実績は、すでに〝市民権〟を得て定着しつつあります。各地にみられる公害規制条例などがそれです。

この考え方は、なにごとも上から下へという形式的な法体系による解釈をやめ、実質的な自治権の回復拡大を指向しているものといえましょう。

「地方自治は民主主義の学校」

最近、地方自治制度が財政危機によって表面化しましたが、新憲法といっしょにできた地方自治法と、自治の発展を援助するためにつくられた地方交付税法、地方公務員法、自治省設置法にも「**地方自治の本旨**」がうたわれています。

また、地方財政法には「**国が地方の自律性をそこなうことのないように**…」と繰返し記述しています。これらの意味を、この機会にあわせて考えてみる必要があります。

フランスの学者トックヴィルは「**地方自治は民主主義の学校**」といっています。

一国の民主主義の使命は、地方自治が育つか育たないかにかかっているといえましょう。

お買物、ご用命は市内で

新津菓子協同組合
市民の皆様にお知らせ方々御協力を御願い申し上げます。
式場への持込料は御注文を頂いたお店で御負担申し上げます。お早めに御参来下さい。
協賛：新森　松本屋　春雨　金波　桝形屋